

令和6年2月19日

保護者 様

川口市教育委員会

夏季休業中におけるサマースクールの取扱いの変更について

日頃より本市教育行政につきましてご理解、ご協力いただき感謝申し上げます。

さて、例年、夏季休業中の最終週を中心に各学校で実施しているサマースクールの取扱いにつきまして、下記のとおり変更させていただきます。

ご理解、ご協力の程、よろしくお願いいたします。

記

1 変更点について

変更前	変更後
① サマースクールの実施期間について	
8月の最終週を中心に3日間実施。	8月25日から31日までの間に3日間以上実施。
② サマースクールの出欠の取扱いについて	
児童生徒の登校については任意であるため公的な出欠席の対象とはならない。	<u>サマースクールの取組については、学校長の裁量により教育課程上の授業日として扱うことができるものとする。</u> この場合は出席を要する日となり、欠席の場合は欠席扱いとなる。

2 変更の理由について

○校長の裁量により授業日数を多く確保することで、週当たりの授業時数を減らすなどの教育課程の工夫を図り、児童生徒がゆとりをもち、より集中して授業に臨むことができるようにするため。

例：小学校4年生以上、週当たり29時間の授業時間を28時間に削減して児童生徒の負担を減らす。

○週時程の工夫により、特に中学校において部活動の終了時刻を早め、生徒が放課後、家庭学習に取り組む時間等を確保するため。

○週時程の工夫により放課後の時間を確保することで、教員が児童生徒と関わる時間に充てることができるとともに、授業に向けた教材研究の充実を図ることができるため。

3 その他

・学校ごとの裁量となるため、学校間で年間の授業日数に違いが生じること

があります。但し、現在、文部科学省及び県教育委員会から、年間授業時数については学習指導要領で定める標準時数を70時間以上、上回る事がないように指示が出ており、各学校で、その指示に即した教育課程を編成するため、年間授業時数において学校間での大きな差は生じません。

- ・現在、国及び県から、以下に示す通知により、各学校に対して下記の内容の指示が出されています。

令和5年 9月8日付 文部科学省通知

「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」を踏まえた取組の徹底等について



令和5年11月8日付 埼玉県教育委員会教育長より通知

『「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策」を踏まえた各学校における授業時数や学校行事の在り方の見直しについて

<主な内容>

- ① **1085時間以下の必要最小限の授業時数**で令和6年度の教育課程を編成する。
- ② 各学校の実情を踏まえ、**今年度途中からであっても改善を行う。**
- ③ 標準授業時数が1015時間より少なくクラブや委員会のない**小学3年生以下や、中学校においても、必要最小限の授業時数で設定する。**
- ④ 学校行事の精選・重点化、準備時間の短縮を図る等、**総合的に総授業時数の削減を図る。**

これらの通知は、現在、全国の各学校で編成されている教育課程が学習指導要領で示されている標準時数を大きく上回って編成されていることを問題視し、このことが学校における教員の働き方改革の推進の妨げになることが危惧されるものとして出されています。

この通知を受け、現在、各学校においては、教育課程の大幅な見直しを行っており、今後、週当たりの授業時数を削減したり、学期末等の一定期間に短縮日課を行ったりするなど、基本的には多くの学校で現在より年間の授業時数が削減されることとなります。なお、教育課程の編成権は校長にあるため、各学校の教育課程につきましてはそれぞれの学校から示されます。

ご理解・ご協力の程、よろしくお願いいたします。

担当

川口市教育局学校教育部指導課

TEL：048-259-7661